

これからの埋蔵文化財保護の在り方について（第一次報告書） <概要>

I. 検討の背景

（問題意識）

- 埋蔵文化財は、国や地域の歴史を語る上で欠くことができないものであり、これを調査し、その内容等に応じて適切な保護を図り、広く国民にその価値を伝えることは、国や地方公共団体の重要な責務である。
- 一方、開発に携わる立場からすれば、予期せぬ埋蔵文化財の発見による事業期間や経費の増大、事業効果の低下、地域や住民への影響等が生じた場合の影響は大きい。
- 埋蔵文化財の保護と、開発事業を円滑に進め、互いにその影響を最小限に抑えることが、持続可能な形で両立できるよう、これまでの様々な事例や経験も踏まえ、重要な遺跡の保護を図る方策を改めて検討することが必要である。

（調査事項）

- ①現状保存すべき埋蔵文化財に関する考え方の整理
- ②重要な埋蔵文化財を現状保存するために必要な事項

II. 現状保存すべき埋蔵文化財に関する考え方の整理

○議論の前提として、埋蔵文化財を以下に区分して整理

- （ア）国が指定する史跡に相当するとして文化審議会によるリスト化（IV①で後述）がなされたもののうち、指定手続きが未了であるもの
- （イ）内容把握や調査が行われた結果段階で、国の史跡指定には相当しないと判断がなされたもの
- （ウ）内容等の把握や価値判断がなされていないもの

➡（ア）を「指定相当の埋蔵文化財」と定義し、より効果的な保存方策を検討

○指定相当の埋蔵文化財を抽出する際の目安

指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)の内容を具体化し、指定相当の埋蔵文化財の事前把握を進めやすくする観点から、以下の目安を設定する。

- ①国家形成や国家的な事件等に係る遺跡、各時代の政治や社会の形態を象徴する遺跡
- ②我が国の社会・文化の多様性を示す遺跡
- ③各時代の祭祀信仰・経済・技術・交通等の特性を示す遺跡

の要件を満たすもののうち、保存状態が良好で必要な範囲が保存されているものの中から、**i 典型性・象徴性、ii 希少性、iii 研究上、学史上**の観点から限定し、文化審議会等の意見を踏まえ抽出。

Ⅲ. 指定相当の埋蔵文化財保護に係る課題

①埋蔵文化財包蔵地の把握と調査に係る課題

あらかじめ埋蔵文化財包蔵地の内容等について十分な情報がないため、現状、発掘調査は開発事業に伴って実施されることが多く、結果として開発事業の延期や費用増を招いている。

②指定相当の埋蔵文化財の認定と共有に係る課題

指定相当の埋蔵文化財の考え方の整理・共有が必ずしもなされていないため、発掘調査において、国の史跡指定に相当するような埋蔵文化財が発見されても、国と地方公共団体間において適切に情報共有がなされないことがある。

③地方公共団体における体制や連携に係る課題

埋蔵文化財保護行政は専門性の高い分野であるが、専門職員を配置している市町村は少ない。また、文化財部局が保有する埋蔵文化財包蔵地の情報を、開発部局や地域住民等に示しておく等の連携が必要となる。

④近世・近代の遺跡の把握に係る課題

近世・近代の遺跡については、これまでの国の通知においても必ずしも明確な価値判断の基準が設けられておらず、その件数は地方公共団体間に著しい差がある。

Ⅳ. 重要な埋蔵文化財を現状保存するために必要な事項

①指定相当の埋蔵文化財のリストの作成・公表

国において、地方公共団体の協力も得て、指定相当の埋蔵文化財の具体的な名称や範囲等をリスト化し、公表する。国は、その保護について、地方公共団体に専門的な指導・助言を行う。また、地方公共団体においては、遺跡地図の高精度化を図る。

※リストに登載されていない指定相当の埋蔵文化財が発見された場合においても、国は積極的に、地方公共団体と連携し、技術的助言や情報提供を行っていく。

②埋蔵文化財の内容把握のための技術革新

埋蔵文化財の事前把握を進めるため、三次元レーザー測量や地中レーダー探査等の技術導入・開発・普及を図る。

③埋蔵文化財の把握・周知に向けた都道府県・市町村の役割の明確化

○都道府県は、指定相当の埋蔵文化財の考え方等を正確に域内市町村に伝えるとともに、域内市町村間で著しい差異が生じないように配慮する。また、市町村のみでは困難な調査や価値判断を、市町村とも協力して行う。

○市町村は、域内の埋蔵文化財の把握と周知に努めるとともに、積極的な調査、結果の都道府県との共有、保護に向けた調整等を行う。

④近世・近代の遺跡の取り扱い

国において、近世・近代の遺跡や埋蔵文化財包蔵地として取り扱う範囲の考え方等を整理し、新たに通知を発出して考え方を示す。

Ⅴ. 引き続き検討を要する課題

①地方公共団体における体制の構築と専門職員の確保について

②発掘調査等に協力することに伴う事業者における負担等の軽減の在り方について